記載例

所在地及び法人名
・所在地及び法人名を記入してください。

年度・月
・申告した法人市民税について納付する場合は，その申告書を提出した日の属する年度・月を記入してください。
・見込納付の場合は，納付した日の属する年度・月を記入してください。

事業年度
・事業年度の始期と終期を記入してください。

納期限
・納期限を記入してください。

不明な点があれば，呉市役所財務部市民税課諸税Gへお問い合わせください。

☎0823-25-3198

市町村コード 342025
広島県 呉市

48

法人市民税領収証書 (公)

口座番号	加入者
01350-7-960152	呉市会計管理者

所在地及び法人名
〒　　－

年度	月	※処理事項	申告コード	管理番号

事業年度	申告区分
から　　まで	( )

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限　年　月　日

領収日付印

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

管理番号
・呉市役所で定めた各法人固有の管理番号を記入します。

申告区分・申告コード
・以下を参考に申告区分・申告コードを記入してください。
〇中間:10　〇予定:20　〇確定:43
〇修正:45　〇更正:65　〇決定:60
〇見込:02
〇その他の場合は( )内に具体的に記入してください。

金額記入欄
・各欄に該当する金額を記入してください。
・マイナス数値は記入しないでください。
・合計額の欄の金額には必ず頭に￥記号を記入してください。
・合計額の金額は訂正することはできません。合計額を書き誤った場合は，新しい用紙に書き直してください。

税額

申告書提出と同時に本市の税率で算出した法人税割額と均等割額との合計額を記入し納付してください。

納付場所

1 次の金融機関の全国に所在する本店・支店及び出張所
〇指定金融機関 広島銀行
〇収納代理金融機関
〔銀行〕三井住友銀行，中国銀行，山口銀行，伊予銀行，もみじ銀行
〔信用金庫〕広島信用金庫，呉信用金庫
〔信用組合〕朝銀西信用組合，広島県信用組合，信用組合広島商銀，広島市信用組合
〔労働金庫〕中国労働金庫
〔農業協同組合〕ひろしま農業協同組合，広島ゆたか農業協同組合
〔漁業協同組合〕広島県信用漁業協同組合連合会
2 広島県内のゆうちょ銀行及び郵便局
3 呉市役所 収納課（3階），市民窓口課（1階）及び各支所

滞納処分について

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに，この税金や延滞金を完納されない場合は，財産の差し押え等の滞納処分を受けることになります。

延滞金について

法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を，全額が2,000円未満のときは，全額を切り捨てます。）に年14.6%㊟（法定納期限の翌日から別表の区分による期日までの期間及びその期日の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3%㊟）の割合を乗じて計算します。

別表

区　　分	期　　日
納期限内の申告	申 告 納 期 限
納期限後の申告	申 告 し た 日
修 正 申 告	修正申告した日（提出期限前の申告は提出期限）
更正・決定	通知書に指定された納期限

㊟［延滞金の割合における年14.6%と年7.3%について］
〇平成25年12月31日までの期間は，年7.3%の割合にあっては，各年の前年の11月30日における基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。
〇平成26年1月1日以後の期間は，年14.6%の割合にあっては，特例基準割合に年7.3%を加算した割合，年7.3%の割合にあっては，特例基準割合に，年1%を加算した割合をいいます。
特例基準割合とは，各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利(新規)の合計を12で除して得た割合に，年1%を加算した割合をいいます。
〇令和3年1月1日以後の期間は，延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は，年14.6%の割合にあっては，延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合をいいます。
延滞金特例基準割合とは，各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合に，年1%を加算した割合をいいます。

ただし，延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を，延滞金の金額が1,000円未満のときは，全額を切り捨てます。